

# いじめ 初期対応が鍵を握る

2学期は、子ども同士が関わり合う機会も増え、対人関係のトラブルも起こりやすくなって来る時期です。文部科学省「いじめ防止対策協議会」(2016年度)の調査によると、9割の子どもが、6年間(小4～中3)に一度は、いじめや仲間はずしの被害体験や加害体験があると回答しています。

いじめは、いじめられた子どもの教育を受ける権利を著しく侵害し、心や身体、命に重大な危険をもたらす恐れがあります。子どもに辛い思いをさせないために、丁寧な初期対応が大変重要です。

**いじめの初期対応 3原則**  
**「いじめかもしれない」「真剣に聴く」「組織で対応」**

	例	やりがちな対応	例えば、こうすれば
いじめかもしれない	AさんがBさんたちに肩をパンチされたり、からかわれているのを見かけた。	<b>様子を見る</b> 「この程度は悪ふざけやじゃれ合いでよくあること、問題はない」と何も言わない。	Bさんたちの行為をその場で止める。終学活で学級全体に教師が本気で話をする。 その日のうちにAさんに話を聴くとともにBさんたちにも事情を聴く。両方の保護者へ報告する。
		次の日、AさんがBさんに泣きながら殴りかかった。	子どもの本音を聴くために、個別に事情を聴き取る。 両方の保護者へ報告し、最近の子どもの様子等変わったところがないか確認する。
真剣に聴く	昼休みに教室で「いじめがある」と本人から訴えがあった。	<b>他の子にいじめを訴えたことがわかる</b> その場ですぐ、周りに子どもたちがいる状況で「いじめられているの?」と話を聞いてしまう。	他の子どもたちの目の届かない場所や時間を確保してから話を聴く。 「よく話してくれたね」と伝える。
		<b>教師主導で指導して終わる</b> 関係者全員を一度に呼び、事実確認を行い、和解させる。	いじめを訴えてきた子どもに丁寧に聴き取りを行う。 解決方法については、本人(保護者)の意向を確認する。
組織で対応	本人や保護者等から「いじめられている」と相談された。	<b>自分で何とかしようとする</b> 「うちのクラスでいじめ。大変だ。自分で何とかしなければ」と思い、担任が一人で対応を考える。	その日のうちに、学校長と校内の担当者に報告する。  ⇒ いじめ対策委員会の開催
	いじめられている子どもが「秘密にして。誰にも言わないで」と言う。	<b>他の先生に報告や相談をしない</b> 「チクった」と思われ、いじめが深刻化することがあるので、他言しないことを約束する。 子どもの言う通り、担任だけで留めておく。	深刻化することの不安を受けとめつつ、「今後、あなたが安心して過ごせるようにしていくためにどうすればよいか、他の先生にも相談して、解決していくからね」と解決に向けた行動を示す。

※ 子どもからいじめの訴えがあった場合は、すぐに学校長及び校内の担当者(生徒指導主事等)に報告します。校内の担当者が、メンバーを招集し、いじめ対策委員会を開催します。

## いじめ被害を訴える保護者からの電話対応

### 「教師の思いや考えを言う前に、保護者の思いを受けとめる」

もしも、こんな訴えがあったら



うちの子が「クラスでいじめられてつらい。もう学校に行くのはいやだ。死にたい」と言っています。どうしてくれるんですか！

先生なら、どう答えますか？



### ✕ ちょっと待った！その対応 こんなふうに言ってませんか？

「そんなことはないです。本人も相手に対して、〇〇をやってましたよ」  
「死にたいなんて、オーバーに行っているだけですよ」  
「話し合って謝罪もして、お互いに握手して解決したのに」  
「『死にたい』と言っているならカウンセラーの予約を取りましようかねえ」

→ 保護者は真剣に受けとめてもらえてないと感じてしまいます。

### ▶ 電話対応 ここがポイント



① 「それはご心配のことでしょう」

まずは否定せず保護者の訴えを真摯に聞きます

② 「〇〇さんは、どのような様子ですか」

本人の様子を聞きます

③ 「できれば、直接お会いしてお話をお伺いしたいのですが」

保護者の話をしっかり聞きたい旨を伝えます



電話では、お互いの表情が見えない状態での話になるため、話したいことがきちんと伝わらない場合が出てくる可能性があります。事実や感情の取り違いを防ぐためにも、場所や時間に配慮しつつ、お会いしてお話を聴くようにしましょう。

※ いじめを訴える電話を受けた場合は、すぐに学校長及び校内の担当者（生徒指導主事等）に報告します。校内の担当者が、メンバーを招集し、いじめ対策委員会を開催します。

引用参考文献 「いじめとは、何か」文部科学省ホームページ

『高知家』いじめ防止等プログラム 高知県教育委員会 人権教育・児童生徒課 2020

「今、学校に求められる生徒指導の『3つの力』」高知市教育委員会 人権・こども支援課, 2015

「いじめ対応マニュアルーすべての児童生徒が生き生きとした学校生活を送れるようにー改訂版」兵庫県教育委員会, 2017

連絡先：高知市教育研究所教育相談班 TEL 088-832-4498・4497